

令和6年度

中津市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

中津市企画市民環境部

清掃管理課

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和6年度中津市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

1. 計画の目的

この計画は、中津市内で発生する一般廃棄物に関し、ごみの排出抑制と再資源化という視点を重視し、循環型社会の構築に向け、3R活動（Reduce：発生抑制）・（Reuse：再使用）・（Recycle：再資源化）を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費を節約し、また、循環的な利用を促進していくことを目的とする。

2. 循環型社会の構築に向けての施策

ごみ減量・資源化の推進

（1）3Rの推進

①発生抑制（リデュース）

マイバッグ・マイ箸・マイボトル運動、簡易包装、DX（デジタルトランスフォーメーション）等を推進します。

②再使用（リユース）

「リユースフリーマーケット」、「不要となった学生服の譲渡」、「アース君の部屋」、「ゆずりますコーナー」等により、不要品の有効利用を推進します。

③再資源化（リサイクル）

雑がみ、資源プラ（容器包装プラスチック・製品プラスチック・食品トレー・発泡スチロール）、蛍光管・乾電池・小型充電式電池・小型家電のリサイクルの推進、エコステーション・ダンボールコンポスト・生ごみコンポストの活用、草類（刈り草）の堆肥化、羽毛布団のリサイクルにより再資源化を推進します。

※ごみ減量の推進

自家処理できる生ごみ処理器「なかつキエーロ」の利用促進

電気式生ごみ処理機購入費に対する助成を行い、ごみの減量を推進する

（2）市民・事業者への啓発

市民や事業者には、ごみの適正処理に関する理解とごみの分別排出の徹底、

減量・再資源化に向けた意識の啓発を図るため、リサイクルミニ集会や事業系ごみ啓発セミナー等で広報・啓発活動を実施します。

3. 一般廃棄物（ごみ）処理計画

(1) 中津地区

一般家庭から排出される燃やすごみは週2回、燃えないごみ（ガラス・金属・陶磁器等）は月1回（第2回目の指定曜日）、資源プラ（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）は月2～3回（第1・3・5回目の指定曜日）、ペットボトルは、月2回（第2・4回目の指定曜日）、びん・缶は月2回（第2・4回目の指定曜日）、有害ごみ（スプレー缶・ガス缶、蛍光管、乾電池、小型充電式電池、ライター類、水銀体温計）は二月に1回（第4回目の指定曜日）、粗大ごみは申込み制（有料）で週1回、古紙・古布は月2回（第1・3回目の指定曜日）収集する。

燃やすごみ及び燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ等は民間委託による収集で、中津地区を5収集区に編成し、1収集区ごとに1業者が燃やすごみ、燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ、古紙・古布の収集を行う。また、粗大ごみ収集委託業者は1業者である。

燃やすごみ・燃えないごみはパッカー車3～4台を常用車両とし、必要に応じて予備車を使用する。

資源ごみはパッカー車2台を常用車両とし、必要に応じて予備車を使用する。

有害ごみは、平ボディ車2台を常用車両とし、必要に応じて予備車を使用する。

古紙・古布は車両3台を使用し、必要に応じて予備車を使用する。

粗大ごみの委託業者は1業者で、車両1台を使用し、必要に応じて予備車を使用する。

(2) 三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区

一般家庭から排出される燃やすごみは週2回、燃えないごみ(ガラス・金属・陶磁器等)は月1回(第2回目の指定曜日)、資源プラは月2~3回(第1・3・5回目の指定曜日)、ペットボトルは、月2回(第2・4回目の指定曜日)、びん・缶は、月2回(第2・4回目の指定曜日)、有害ごみ(スプレー缶・ガス缶、蛍光管、乾電池、小型充電式電池、ライター類、水銀体温計)は二月に1回(第4回目の指定曜日)、古紙・古布の処理については、月2回(第1・3回目の指定曜日)収集する。また粗大ごみは申込み制(有料)で月2回(三光地区のみ週1回)収集する。

燃やすごみ及び燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ等は民間委託による収集で、三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区を1収集区とし1業者が燃やすごみ、燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ、古紙・古布の収集を行う。また、粗大ごみ収集委託業者は1業者である。

燃やすごみ・燃えないごみはパッカー車4台を常用車両とし、必要に応じて予備車を使用する。

資源ごみはパッカー車2台を常用車両とし、必要に応じて予備車を使用する。

有害ごみは、平ボディ車2台を常用車両とし、必要に応じて予備車を使用する。

古紙・古布は車両3台を使用し、必要に応じて予備車を使用する。

粗大ごみの委託業者は1業者で、車両1台を使用し、必要に応じて予備車を使用する。

処分については、燃やすごみは中津市クリーンプラザ（中津市大字蛸瀬 1366 番地 3）で焼却処分し、燃えないごみ・資源ごみ（ペットボトル、びん、缶）・有害ごみ（スプレー缶・ガス缶を除く）・粗大ごみは併設するリサイクルプラザで分別・破碎・圧縮し、資源化を図る。古紙・古布については保管し、中間処理業者にて分別・破碎・圧縮し資源化を図る。

蛍光灯、発泡スチロール・食品トレイ、乾電池・小型充電式電池、資源プラについては再資源化を行う。

また、焼却飛灰（全量）、リサイクル残渣（半量）焼却残渣（半量）については、セメント原料の一部にする。残りのリサイクル残渣等については隣接する埋立処分場にてサンドイッチ工法により埋立処分を行う。

牛乳パックについては市内 50 カ所、食品トレイについては市内 49 カ所に回収ボックスを設け、自発的に市民が持参した当該一般廃棄物を民間委託にて収集し、乾電池・小型充電式電池、蛍光灯もあわせて民間会社等の協力を得て資源化を行う。

使用済小型家電については、ボックス回収（市内 21 カ所の公共施設）、中津市クリーンプラザへの持ち込み、イベント回収、ピックアップ回収を行う。回収した小型家電は、適正にリサイクルを実施できる認定事業者等に引き渡し、資源化を行う。

草類（刈り草）については、中津市クリーンプラザに搬入する場合は、堆肥化し資源化を行う。

羽毛布団については中津市クリーンプラザに搬入する場合は、適正にリサイクルを実施できる事業者等に引き渡し、資源化を行う。

(3) 事業系ごみ

本市の各事業所から排出されるごみで、事業者において生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することのできる事業系一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努める。また自ら処分しえない事業系一般廃棄物については、中津市における一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者の許可手続きに関する規則（平成5年中津市規則第28号）に基づき中津市長が許可を与えた一般廃棄物処理業者（許可業者）に処理させなければならない。

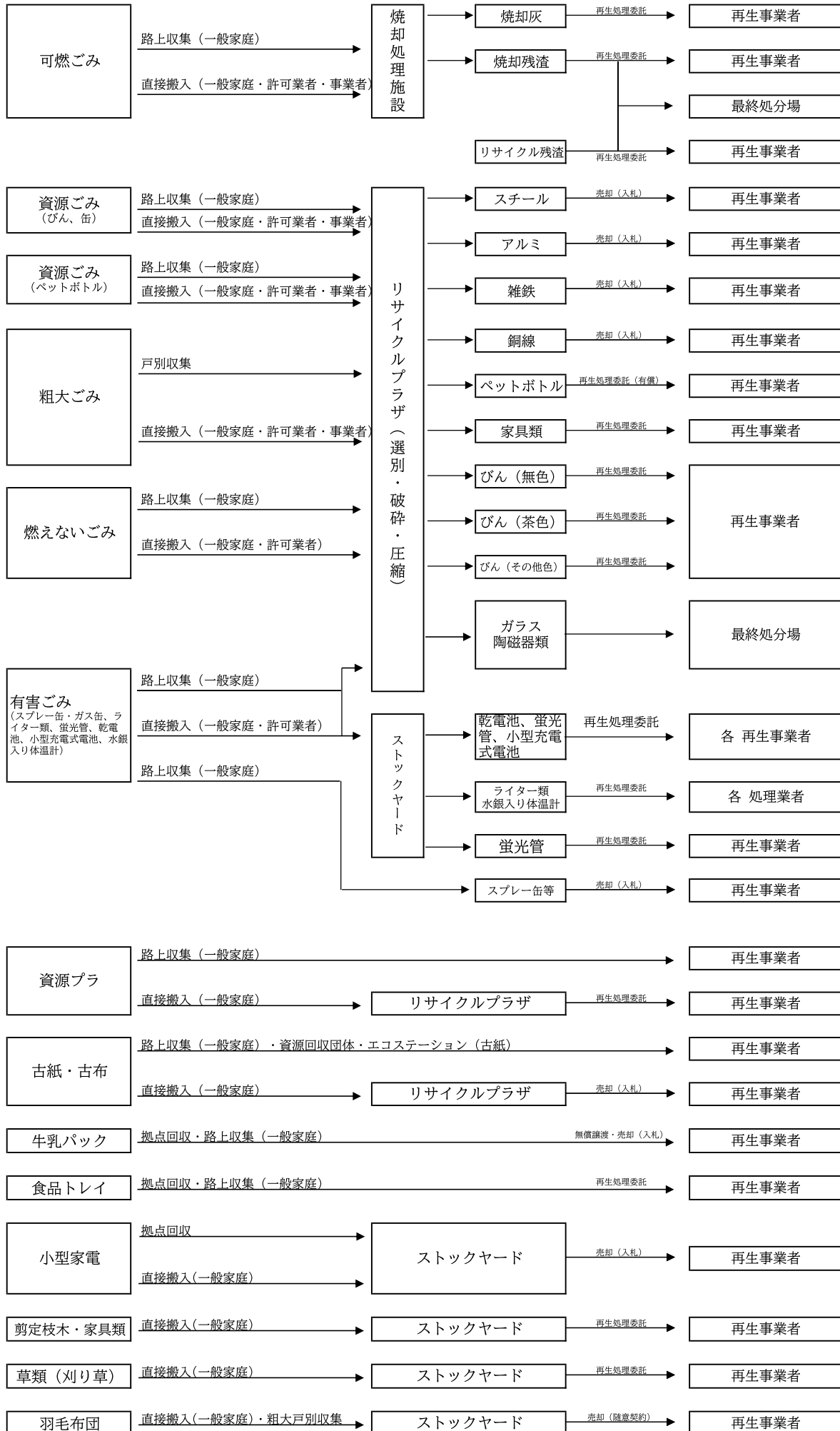
一般廃棄物の収集運搬、処分については、処理基準を遵守し生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

(4) 一般廃棄物処理業許可（収集・運搬、処分）

令和5年度中津市の一般廃棄物排出量（28,092t）は、既存の収集運搬許可業者（委託業者含む）の処理能力（29,018t=90.4t/日×321日）を下回っており、市及び既存の許可業者において適切な収集運搬体制が確保できている状況である。この状況で新規の収集運搬業の許可を出すと、許可業者間の過当競争から、既存業者の経営が悪化して事業の適正な運営が害され、ごみの不適正処理、ひいては住民の健康や生活環境に影響が及ぶ危険が生じる可能性があるため、今年度は新たな一般廃棄物収集運搬業許可は行わないこととする。

一般廃棄物処分業の許可については、中津市または既存の許可業者が処分できない場合、資源化の促進のために市長が特別に必要と認める場合を除き、新規の許可は行わないものとする。

4. リサイクル処理フロー図 (令和6年度計画)



5. ごみ収集・運搬計画

① 燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）

	中津地区	三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区
収集方法	路線及びステーション方式（燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみの分別収集）	
計画収集地域及び収集回数	燃やすごみ 2回/週 燃えないごみ 1回/月（第2回目の指定曜日） ペットボトル 2回/月（第1・3回目の指定曜日） びん・缶 2回/月（第2・4回目の指定曜日） 資源プラ 2～3回/月（第1・3・5回目の指定曜日） 古紙・古布 2回/月（第2・4回目の指定曜日）	燃やすごみ 2回/週 燃えないごみ 1回/月（第2回目の指定曜日） ペットボトル 2回/月（第1・3回目の指定曜日） びん・缶 2回/月（第2・4回目の指定曜日） 資源プラ 2～3回/月（第1・3・5回目の指定曜日） 古紙・古布 2回/月（第2・4回目の指定曜日）
収集運搬手数料	「燃やすごみ」 有 料（101円） 10ℓ袋、20ℓ袋、30ℓ袋、40ℓ袋 「燃えないごみ」 有 料（101円） 10ℓ袋、20ℓ袋、40ℓ袋 「上記以外のごみ」 無 料（無色透明45ℓ以下の袋で排出）	
持ち込み処理	一般家庭の一時的多量ごみ及び事業活動に伴い生じた一般廃棄物の搬入処理	
一般廃棄物処理施設使用料 （事業系古紙は受入不可） （家庭からでる古紙は無料）	一般家庭ごみ 66円/10kg（10kg未満も対象） 事業系ごみ 150円/10kg ※10円未満端数切り捨て	
搬入時間及び休業日	イ. 搬入時間 平日・土曜日・第3回目の日曜日・祝日 （午前8：30～午後4：30） ロ. 休業日 年末（12月31日）年始（1月1日～1月3日） ハ. 特別の事情により必要があると認めるときは 臨時的に搬入時間、休業日を変更できる	

② 有害ごみ（スプレー缶・ガス缶、蛍光管、乾電池、ライター類、水銀体温計、小型充電式電池）

	中津地区	三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区
収集方法	路線及びステーション方式（有害ごみとして収集） ※スプレー缶・ガス缶、蛍光管、乾電池、ライター類、水銀体温計、小型充電式電池の7種類に分別してそれぞれ透明袋に入れて排出する。	
計画収集地域及び収集回数	1回/2月（偶数月の第4回目の指定曜日）	1回/2月（偶数月の第4回目の指定曜日）
収集運搬手数料	無	料
持ち込み処理	①燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみに同じ	
一般廃棄物処理施設使用料	①燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみに同じ	
搬入時間及び休業日	①燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみに同じ	

③ 粗大ごみ

	中津地区	三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区
収集方法	申し込みによる戸別収集	
計画収集地域及び収集回数	中津地区 1回/週	三光地区 1回/週 本耶馬溪・耶馬溪・山国地区 2回/月
収集手数料	有 料	
持ち込み処理	①燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみに同じ	
一般廃棄物処理施設使用料	①燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみに同じ	
搬入時間及び休業日	①燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみに同じ	

④ 牛乳パック・食品トレイ・発泡スチロール

	中津地区	三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区
収集方法	拠点回収 (牛乳パック・食品トレイの分別収集)	拠点回収 (牛乳パック・食品トレイの分別収集)
計画収集地域及び収集回数	市内指定50カ所(食品トレイ49カ所) 月1~週5回	随時
収集運搬手数料	無 料	
持ち込み先	牛乳パック (無料引き渡し) 市内福祉施設(1施設) ※福祉施設にて分別洗浄並びに再生 不適物除去後再生ルートに乗せる 食品トレイ 資源再生処理施設	牛乳パック (無料引き渡し) 市内福祉施設(1施設) ※福祉施設にて分別洗浄並びに再生 不適物除去後再生ルートに乗せる 食品トレイ 資源再生処理施設
処理残渣	市にて回収処理	市にて回収処理

⑤ 使用済小型家電

	中津地区	三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区
収集方法	拠点回収(本庁・各支所・公民館等の21カ所の公共施設に回収ボックスを設置)	
持ち込み処理	①燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみに同じ	
一般廃棄物処理施設使用料	無 料	

⑥ 犬猫死獣

	中津地区	三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区
野良犬、野良猫の収集方法	通報により委託業者が収集 ※但し、私有地の場合は収集出来ない。	三光地区：通報により委託業者が三光支所へ収集 本耶馬溪・耶馬溪・山国地区：通報により支所職員が収集
飼い犬、飼い猫処理 及び使用料	飼い主による自己搬入 手数料一体につき440円	
搬入時間及び休業日	①燃やすごみ・燃えないごみ・資源ごみに同じ	

6. 個別処理計画

① 燃やすごみの処理計画

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（委託）
収 集 量 収集運搬及び直接搬入	22,123トン
収 集 区 域 の 範 囲	市内全域
収 集 回 数	週 2 回
収 集 の 方 法	路線及びステーション方式
収集運搬後の搬入先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

施設の概要	施 設 名	中津市クリーンプラザ
	所 在 地	中津市大字蛸瀬1366番地3
	処理方法	流動床式焼却炉 2炉
	公称能力	75t/24h×2炉
処 理 主 体	中津市（運転管理委託）	

ウ. 最終処分計画 中津市（全域）

施設の概要	施 設 名	廃棄物再生処理施設
	処理方法	焼却飛灰をセメントの原材料の一部として再利用
処 理 主 体	中津市（委託）	
焼 却 飛 灰 再 生 処 理 量	1,574トン	

② 燃えないごみの処理計画

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（委託）
収 集 量 収集運搬及び直接搬入	592トン
収 集 区 域 の 範 囲	市内全域
収 集 回 数	月1回（第2回目の指定曜日）
収 集 の 方 法	路線及びステーション方式
収集運搬後の搬入先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

施設の概要	施 設 名	中津市クリーンプラザ
	所 在 地	中津市大字蛸瀬1366番地3
	処理方法	破碎・圧縮方法
	公称能力	破碎20t/5h 圧縮20t/5h
処 理 主 体	中津市（運転管理委託）	

ウ. 最終処分計画 中津市（全域）

施設の概要	施設名	中津市一般廃棄物埋立処分場
	所在地	中津市大字蛸瀬1366番地3
	埋立方式	管理型処理方法

③ 資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）の処理計画

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（委託）
収 集 量 収集運搬及び直接搬入	1,031トン
収 集 区 域 の 範 囲	市内全域
収 集 回 数	月2回 びん、缶（第2・4回目の指定曜日） ペットボトル（第2・4回目の指定曜日）
収 集 の 方 法	路線及びステーション方式
収集運搬後の搬入先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

施設の概要	施 設 名	中津市クリーンプラザ
	所 在 地	中津市大字蛸瀬1366番地3
	処 理 方 法	選別・破碎・圧縮方法
	公称能力	破碎20t/5h 圧縮20t/5h
処 理 主 体	中津市（運転管理委託）	

ウ. 最終処分計画

・中津市（全域）

燃えないごみの最終処分計画に含まれる

④ 資源ごみ（容器包装及び製品プラスチック）の処理計画

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（委託）
収 集 量	1, 213トン
収集区域の範囲	市内全域
収 集 回 数	月 2～3 回
収 集 の 方 法	路線及びステーション方式
収集運搬後の搬入先	中間処理委託業者

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

中間処理委託業者による再資源化処理

⑤ 古紙・古布処理計画

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（委託・資源回収推進団体）
収 集 量	1,954トン
収集区域の範囲	市内全域
収 集 回 数	月 2 回
収 集 の 方 法	路線及びステーション方式
収集運搬後の搬入先	中津市クリーンプラザ及び収集運搬委託業者

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

施設の概要	施 設 名	資源物再生処理施設
	処理方法	分別・圧縮方法
	処理方法	分別・圧縮し、各製紙工場・古布問屋へ再生ルートに乗せる

⑥ 粗大ごみ処理計画

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（委託）
収 集 量 収集運搬及び直接搬入	1,741トン
収 集 区 域 の 範 囲	市内全域
収 集 回 数	中津・三光地区：週1回 本耶馬溪・耶馬溪・山国地区：月2回
収 集 の 方 法	申込みによる戸別収集方式
収集運搬後の搬入先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市

施設の概要	施 設 名	中津市クリーンプラザ
	所 在 地	中津市大字蛸瀬1366番地3
	処 理 方 法	破碎・圧縮方法
	公称能力	破碎20t/5h 圧縮20t/5h
処 理 主 体	中津市（運転管理委託）	

ウ. 最終処分計画

燃やすごみの最終処分計画に含まれる

⑦ 牛乳パック・食品トレイの処理計画

ア. 収集運搬計画 中津地区

処 理 主 体	中津市（委託）	
収集区域の範囲	市内指定50カ所	
収 集 回 数	月1回から週5回	
収 集 の 方 法	拠点方式	
収集運搬後の搬入先	市内授産施設	資源再生処理施設

三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区

処 理 主 体	中津市（委託）	
収集区域の範囲	三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区	
収 集 回 数	随時	
収 集 の 方 法	拠点方式	
収集運搬後の搬入先	資源再生処理施設	

収 集 量	牛 乳 パ ッ ク	食 品 ト レ イ
	16トン	3トン

イ. 中間処理計画 中津地区

牛乳パック	施設の概要	施設名	ややま園
		所在地	中津市大字大貞312番地1
	引き渡し内容	無償引き渡し	
	処 理 内 容	部分洗浄並びに再生不適物除去後再生ルートに乗せる	
トレイ	施設の概要	施設名	有限会社恵上商店
		所在地	中津市大字福島1617番地
	再 生 利 用	再生原料生成	

三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区

牛乳パック	施設の概要	施設名	ややま園
		所在地	中津市大字大貞312番地1
	引き渡し内容	無償引き渡し	
	処 理 内 容	部分洗浄並びに再生不適物除去後再生ルートに乗せる	
トレイ	施設の概要	施設名	有限会社恵上商店
		所在地	中津市大字福島1617番地
	再 生 利 用	再生原料生成	

⑧ 使用済み乾電池・小型充電式電池

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（委託・直接搬入）
収 集 量	20トン
収集区域の範囲	市内全域
収 集 回 数	月1回（指定曜日）
収 集 の 方 法	路線及びステーション方式 （有害ごみ収集）
収集運搬後の搬入先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

中間処理委託業者による再資源化処理

⑨ 使用済み蛍光管

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（直接搬入）
収 集 量	4トン
収集区域の範囲	市内全域
収 集 回 数	月1回（指定曜日）
収 集 の 方 法	路線及びステーション方式 （有害ごみ収集）
収集運搬後の搬入先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

中間処理委託業者による再資源化処理

⑩ 使用済み小型家電

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（委託）
収 集 量	17トン
収集区域の範囲	市内21カ所の公共施設
収 集 回 数	月1回程度
収 集 の 方 法	拠点方式
収集運搬後の搬入先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

中間処理委託業者による再資源化処理

⑪ 剪定枝木・家具類

ア. 収集運搬計画 中津市（全域）

処 理 主 体	中津市（直接搬入）
搬 入 量	1,012トン
搬 入 先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市（全域）

施設の概要	施設名	廃棄物再生処理施設
	処理方法	破碎、再資源化
処 理 主 体	中津市（委託）	

⑫ 草類 (刈り草)

ア. 収集運搬計画 中津市 (全域)

処 理 主 体	中津市 (直接搬入)
搬 入 量	335トン
搬 入 先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市 (全域)

中間処理委託業者による再資源化処理

⑬ 羽毛ふとん (ダウン率50%以上)

ア. 収集運搬計画 中津市 (全域)

処 理 主 体	中津市 (直接搬入)
搬 入 量	1トン
搬 入 先	中津市クリーンプラザ

イ. 中間処理計画 中津市 (全域)

中間処理委託業者による再資源化処理

⑭ 最終処分場埋立計画
中津市（全域）

施設の概要	施設名	一般廃棄物埋立処分場
	所在地	中津市大字蛸瀬 1366 番地 3
	埋立方式	管理型処理方法
	施設面積	38,000㎡
	埋立容量	165,540m ³
	R4年度末残余容量	28,566m ³
埋立の計画	不燃物	290 トン
	焼却残渣	34 トン
	市営住宅の沈殿層地層汚泥	1 トン
	河川排水溝から発生する汚泥	508 トン
	覆土	172 トン
浸水液の処理	下水道放流	